

船舶事故調査報告書

平成28年5月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年8月31日 03時00分ごろ
発生場所	長崎県 <small>おぢか</small> 小値賀町 <small>のぞき</small> 野崎島西岸 津和崎灯台から真方位015° 3,400m付近 (概位 北緯33° 11.4′ 東経129° 07.3′)
事故の概要	漁船 <small>しやらほあ</small> 沙羅穂亜は、北東進中、野崎島西岸に乗り揚げた。 沙羅穂亜は、船首部船底に擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	平成27年12月7日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 沙羅穂亜、16トン NS2-10341（漁船登録番号）、株式会社はまだ漁業 第292-48180号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船首部船底に擦過傷、舵及びプロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 雨、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	本船は、約12ノットの対地速力で、自動操舵により北東進中、単独で操船していた船長が居眠りに陥り、野崎島西岸に乗り揚げた。 船長は、単調な航海が続き、背もたれ付きの椅子に腰を掛けた姿勢で操船を続けるうち、気が緩んで居眠りしたと思った。
分析	本船は、船長が、自動操舵の状態ですべて単調な航海が続き、椅子に腰を掛けた姿勢で操船を続けるうち、覚醒水準が低下して居眠りに陥ったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったため、本船が野崎島西岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・椅子に腰を掛けて操船する場合は、時々椅子から立ち上がるなど、居眠り運航を防止する工夫をすること。